

吹田民主商工会 いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63383-2211
FAX (06) 63382-8160
http://www.suita-minsyou.com
main@suita-minsyou.com

「存じですか?」事業復活支援金

政府が緊急経済対策として実施している「事業復活支援金」の申請期限が5月31日に迫っています。申請に必要な事前確認の手続きは5月26日までに完了させる必要があります。支給要件は新型コロナウイルスの影響を受け売上が一定割合減少したこと、支給金額は個人事業者で最大50万円、法人事業者は売上の規模に応じて最大100万円、250万円です。民商で申請にあたっての説明会・申請会を開催しています。要件に当てはまる方はご相談ください。

5月の事前説明会・申請会
5月9日(月) 説明会14時00分・申請会14時30分
5月10日(火) 説明会19時00分・申請会19時30分

中小法人・個人事業者のための
事業復活支援金
コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間
2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象
①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。
① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額
中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円を支給します。

売上高減少率	個人		
	年間売上高 ^{※1} 1億円以下	年間売上高 ^{※1} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※1} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)
※2 基準月を含む事業年度の中間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

一前支援金または月次支援金を受給された方
事前確認が不要! 提出書類が少ない! 過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「税務支援関係」に当たる方
事前確認を簡略化! 提出書類が少ない! 詳細は裏面をご覧ください

伝言板

全商連 第20回税金問題研究集会
4月23日(土) 13時00分～16時30分

民商会館よりオンライン参加プログラム 講演:「デジタル化で守られるべき納税者の権利」(石村耕治・白鷗大学名誉教授)、報告と問題提起、活動報告など

無料法律相談

5月18日(木) 13時00分 民商会館
北大阪総合法律事務所¹の無料出張相談です。ご相談を希望する方は事前に民商まで予約の連絡をください。

飲食店等営業時間短縮協力金

第11期 3月7日(月)～3月21日(月) 15日間
(申請期間) 3月31日(木)～5月18日(水)

吹田民主商工会第59回定期総会
6月27日(月) 19時00分 吹田民商会館にて

総会の代議員は支部総会で選出されます。出席ご希望の方はお近くの支部役員までご連絡ください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒!

会員訪問でインボイス中止緊急署名を

吹南支部では役員3名と事務局が4月18日にインボイス中止緊急署名を集めるため、会員訪問を行いました。15名の会員さんと訪問・対話し、35名分の署名を集めることができました。訪問先の会員さんからは「自転車で夜遅くにご苦勞様」と労をねぎらってくれる会員や「インボイスは困るから家族だけじゃなくて知り合いのお店にもお願いして集めておく」と力強い反応もありました。まだインボイス制度を知らなかった会員もおり、制度の問題点を詳しく説明したところ、「今は1人分しか書けないので5名分を集めてから民商に郵送で送ります」とのお答えもありました。また署名と一緒に会員の紹介運動への参加も呼びかけました。



インボイス制度のQ&A

Q1. インボイス制度が始まるのはいつからですか

A. 2023年10月1日からです。事業者番号の取得は2023年3月31日までに届出すれば大丈夫です。

Q2. 事業者番号がないと領収書・請求書は経費として認められないのですか

A. 所得税や法人税の所得金額を計算する場合は今まで通り必要経費(損金)として扱うことができます。消費税を計算する場合にのみ「仕入税額控除」から除外されます。経過措置として2023年10月からの3年間は80%、2026年10月からの3年間は50%を控除することができまます。2029年10月からは全額控除できません。

Q3. いま消費税の申告・納税が免除されている事業者が、事業者番号を取得するごじんな影響がありますか

A. 現在課税売上高1千万円未満の事業者は申告・納税が免除されています。ところが事業者同士の取引があるため、事業者番号の取得を届け出た場合は、その番号を使用するようになった時点からの消費税を申告する必要があります。個人事業者が2023年10月から番号を取得する場合、10月1日～12月31日までの課税売上に対して消費税が課税されます。

Q4. 簡易課税制度はなくなるのですか

A. いまはなくなりません。簡易課税制度であれば、取引先のインボイスの保存もありません。(あくまで消費税に限ったことで所得税・法人税は普通の領収書や請求書は保存が必要です。)ただし今後の税制改正が検討され簡易課税の廃止や適用範囲(売上高)の縮小される恐れがあります。